

## 新型コロナウイルス関係 3.16②

令和2年3月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

### 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

羽 鳥



### 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、環境省環境再生・資源循環局長より、各都道府県知事・各政令市市長宛に「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」の文書を令和2年1月28日付日医発第1048号（地394）にて貴会宛にご案内申し上げます。

本通知は、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、留意事項をとりまとめたものであります。具体的には、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、関係者が取るべき措置等について取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）に基づき適正に処理することとされております。また、正当な理由なく、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示を医療関係機関等に求めることは慎むこととされていることにご留意を頂ければと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追って、当マニュアルについては、環境省の以下のウェブサイトにて掲載されておりますことを申し添えます。

(<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>)

